

令和8年度 放課後児童会新規入会申込みの受付について<新規入会用>

令和8年4月1日から放課後児童会に新規で入会を希望される方は、下記のとおり必ず受付期間内に申込みをしてください。

提出書類 の準備

提出書類

提出書類チェックリストを確認しながら漏れのないようにご準備ください。

【留意点】第七小学校区においては、「第七放課後児童会」「くみの木放課後児童会」のいずれかでの入会となります。入会申込書には、第一希望の児童会名を記入してください。ただし、いずれかの放課後児童会で定員を超える申し込みがあった場合、第二希望となる放課後児童会への入会を案内することがあります。また、両方の放課後児童会で定員を超える申し込みがあった場合、入会をお待ちいただくことがあります。（詳しくは「放課後児童会入会のご案内」にある「入会を希望する放課後児童会について」をご確認ください。）

書類の 提出

※郵送受付は
不可

受付期間 令和8年1月6日(火)から1月20日(火)まで

受付場所 ※期間によって受付場所が異なります。

1月6日(火)から1月9日(金)まで: 市役所3階 第一会議室

1月13日(火)から1月20日(火)まで: 市役所1階 11番窓口 こども育成グループ

受付時間 平 日……………午前9時から午後5時00分まで

1月17日(土)…午前9時から正午まで

※令和7年度から継続して入会を希望される児童のみ、児童会で申込書類をお預かりします。この場合は、令和7年12月15日(月)から令和7年12月25日(木)午後6時までに放課後児童会へ提出してください。継続入会児童の兄弟姉妹の方で、新規で入会申込みをされる場合は、上記期間中に市役所に直接申込みが必要です。

入会可否の お知らせ

(入会の内定通知)

令和8年2月下旬に郵送でお知らせします。(入会の内定通知、待機通知)

放課後児童会には入会基準があります。定員を超える入会申込みがあった場合、入会選考を実施します。結果により入会をお待ちいただく(待機となる)場合があります。先着順ではありません。

※申請(入会)の取り下げを希望される場合は2月末日までに必ずご連絡ください。

※負担金の減免申請については内定通知でご案内します。該当する方については年度ごとに申請が必要です。

新入会面談

(入会承認通知
のお渡し)

新入会面談(完全予約制)

日時・場所: 令和8年3月1日(日) 各放課後児童会室にて

入会が内定した新規入会児童の全保護者を対象に入会説明及び個別面談をおこないます。面談時間については別途予約制です。

※詳細については内定通知でご案内します。

※当日、入会承認通知をお受け取りいただくことで正式に入会が決定します。

【お問い合わせ先】大阪狭山市教育委員会事務局こども政策部

こども育成グループ(放課後児童会担当) 電話 072-360-4531(直通)

(裏面に『よくある質問について』が続きます。)

よくある質問について

入会申し込みの書類等についてのよくある質問をまとめています。記入いただく際の不明点などについては、こちらをご確認ください。

	質問	回答
就労証明書について	兄弟（姉妹）で申込みをするのですが、就労証明書は1部で良いですか。	2部（申込み人数分）をご用意ください。 ただし、 <u>原本と原本のコピー</u> での提出も可能です。（原本の提出は1部必ず必要です。）コピーは提出前にご自身で行ってください。
	就労証明書の証明日は記入しますか。	必ず勤務先で記入して貰ってください。 <u>原則、11月1日以降に証明された書類を提出してください。</u>
	保育所等の入園申込み（現況届の提出）で、就労証明書を準備したのですが、児童会用に就労証明書の準備も必要ですか。 11月1日以前の証明日のものでも良いですか。	本市の保育所等の入園申込み・現況届の提出時に作成する就労証明書（ <u>11月1日以前の証明日であっても、本市提出用に作成・受理されたもの</u> ）をコピーしたものの申込みも可能です。 <u>コピーは提出前にご自身で行ってください。</u> ※すでに提出済みの場合の就労証明書については窓口（市役所1階11番こども育成グループ）で原本をコピーしますので直接お問い合わせください。
	求職中なので就労証明書を出せないのですがどうすれば良いですか。	申立書の「3. 求職中」に印をつけ、ハローワークの受付票など、求職中であることが分かる書類を添付してください。なお、求職状況については3か月ごとを目安にこども育成グループよりご確認ください。
	就労証明書の準備が間に合わないのですが、申込みはできないのですか。	申立書の「6. その他」の欄へ『就労証明書を〇〇日までに提出します。』と記入の上、申込みをすることが可能です。 ただし、定員を超える申込みがある場合などで優先順位をつける際に、優先度が低くなる可能性があります。なるべく早くのご提出をお願いします。
時間延長について	時間延長を利用することはないと思うのですが、申込書の提出は必要ですか。	必要です。 事前の申込みが必要な為、利用予定の有無に関わらず、「放課後児童会開設時間前後利用申込書」の提出をお願いします。なお、利用がなければ延長料金は発生しません。
	時間延長の利用期間は分からないのですが、どのように書けば良いのですか。	こういった利用の場合も、「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」と早朝・夕方ともにご記入ください。 また、希望理由についても該当の番号に丸印をつけてください。
利用期間について	育児休暇を取得予定（取得中）なのですが、児童会の利用はできますか。	育児休暇取得中は児童会利用の対象外となっています。 4月から復職予定である場合や、産前産後休暇の取得中の場合は利用可能です。
	夏休みなどの長期休みの期間だけの利用ができる申込みはありますか。	長期休暇等の限定期間の申込み受付は行っておりません。 4月以降に利用したい場合、随時受付は行っていますが、申込時点で既に定員に達している場合は、入会をお待ちいただくことがあります。